

○岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程

昭和 62 年 3 月 1 日

市水道局管理規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定、岡山市水道局契約規程（平成 2 年市水道局管理規程第 13 号）第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項及び第 18 条第 2 項の規定並びに岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 21 年市水道局管理規程第 18 号。以下「特例規程」という。）第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、岡山市水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約、物品の製造及び修繕の請負契約、測量、建設コンサルタント業務等の委託、物品の買入れ、不用品の売払いその他の契約における一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加することのできない者)

第 2 条 次に掲げる者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 法人若しくは個人の事業者であつて、岡山市水道局入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱（平成 23 年市水道局訓令第 17 号）第 2 条第 3 号に規定する役員等のうちに同条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配するもの
- (2) 岡山市水道局指名停止基準（平成 12 年市水道局訓令第 12 号。以下「指名停止基準」という。）別表第 11 項第 1 号に該当することを理由として、局から指名停止を受けた者
- (3) 指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア、同項第 2 号ア、第 8 項第 1 号、第 9 項及び第 11 項第 2 号から第 8 号までのいずれかに該当することを理由として、局から指名停止を受け、当該指名停止期間が満了していない者
- (4) 岡山市税（岡山市税に係る徴収金を含む。）及び岡山市水道料金を納付していない者

い者

- (5) 資格の審査を受ける日の属する月の直前12月以降に創業し、又は当該法人を設立した者。ただし、岡山市企業立地促進奨励金交付要綱（平成14年市告示第401号）に基づく奨励金の交付を受けている者及び岡山市内に本社を有する者で、国、岡山県、岡山市又はこれらが出資している公的機関が実施する創業に係る助成金、補助金又は出資を受けているものを除く。
- 2 商法（明治32年法律第48号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による合併、会社分割又は組織変更等により営業若しくは事業（以下「営業」という。）を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額及び水道料金は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。
- (1) 相続等により営業の全部を引き継いだとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を承継し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業の承継を受け、個人営業者となつたとき。
- (4) 合併により解散した会社の取締役又は社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更し、他の種類の会社となつたとき。
- (6) 会社が営業の一部を会社分割により分離して、新たに会社を設立させ、又は現に存する会社にその営業を承継したとき。ただし、建設業許可の一部の業種に係る営業の分割を除く。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたとき。
- 3 前項の場合において、営業を承継した際、現に前営業者が局から承継した営業に関する第1項第2号又は第3号に掲げる理由による指名停止を受けているときは、承継人は前営業者の指名停止期間が満了するまで競争入札に参加することができない。
(競争入札に参加する者の資格及び審査基準)

第3条 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び審査の基準は、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）第3条の規定により定められた資格をもつて局の適用する資格とする。ただし、水道施設工事のうち配水管布設工事（大口径の布設工及び鋼管工を除く。）にあつては、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査に基づき算定された建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）に検査評点、技術力評価及び管理者が別に定める主観点数を加えて必要な資格を定め、個々の施工能力を認定する。

2 建設工事の請負契約に係る競争入札を除く競争入札に参加する者に必要な資格は、提出された書類により審査し、決定する。ただし、必要がある場合には、契約の種類ごとに履行能力に基づき等級に区分し、順位格付けをして定めることができる。

3 次の各号に掲げる者は、特別の理由がある場合を除き、前2項に規定する資格を有しないものとする。

(1) 登録、免許又は許可を営業の要件とする契約の種類について、当該登録、免許又は許可を受けていない者

(2) 建設工事の請負契約に申請する者で、次の各号に掲げる者

ア 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

イ 繼続して申請する場合は、申請時に有効な建設業法第27条の29第1項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の規定に基づく通知書（以下「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」という。）において、平均完成工事高のない者

ウ 繼続して申請する場合以外の場合は、申請時に最新のものであつて、かつ、第5条第2項に規定する有資格者名簿登載時に有効なものを含む連続する2期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のいずれかにおいて、平均完成工事高のない者

(資格審査の申請)

第4条 競争入札（特例規程第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づく特定調達契約

に係る競争入札を含む。)に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(資格審査の結果及び有資格者名簿への登載)

第5条 前条の規定による申請のあつたときは、申請の内容を審査し、資格の有無を決定する。

2 前項の規定により、競争入札に参加する資格を有すると認めた者については、有資格者名簿に登載するものとし、そのうち、等級により資格を定めるものにあつては、別に定める算定基準により当該資格を決定し、管理者が必要と認めるものについては、申請者に通知するものとする。ただし、特例規程の規定により、競争入札に参加する資格を有すると認めた者については、特定調達契約に係る競争入札に限定した有資格者名簿に登載するものとする。

3 前項の有資格者名簿は、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第5条第2項に定める市の有資格者名簿を局の有資格者名簿として準用する。ただし、配水管布設工事入札参加資格審査申請者においては、第3条第1項ただし書等により申請の内容を審査し、資格の有無を決定した上で、局の有資格者名簿に登載するものとする。

4 前2項の規定により、有資格者名簿に登載された者（以下「競争入札有資格者名簿登載者」という。）については、名称等を記載した文書をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供することにより公表するものとする。

5 第2項ただし書及び第3項ただし書に規定する競争入札有資格者名簿登載者に係る資格の有効期間については、資格を有すると認めた日から当該年度の3月31日までとする。

6 前2項の有効期間にかかわらず、指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号、第9項及び第11項第1号から第8号までのいずれかに該当することを理由として、局から指名停止を受けたときは、直ちに有資格者名簿から削除するものとする。

(変更の届出等)

第6条 第4条の規定による申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたときは、

次条の規定に該当する場合を除き、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は受任者
- (3) 所在地、電話番号及びファクシミリ番号
- (4) 実印又は使用印鑑
- (5) 資本金
- (6) 組織
- (7) 許可又は登録の内容（更新を含む。）
- (8) その他提出要項における申請事項

2 管理者は、前項の規定による届出により、又はその他の方法による事実認定により、必要があると認めるときは、前条の規定により定めた資格を変更することができる。

（辞退の届出）

第6条の2 競争入札有資格者名簿登載者は、次に掲げる場合には、速やかに競争入札に参加する資格の辞退届を管理者に提出しなければならない。この場合において、辞退届を提出した際、第5条の有効期間が残存している場合は、当該期間が経過するまでは、新規申請を行うことはできないものとする。

- (1) 全部の業種の廃業をしたことにより、建設業法第12条に規定する廃業等の届出を行つたとき。
- (2) 前条第1項第7号の内容の変更により、第5条第1項の資格を有しなくなった者であつて、更新申請を行わないことが明らかであるとき。

（建設工事の発注基準等）

第7条 競争入札（建設工事の請負に係るものに限る。以下本条において同じ。）における建設業者に対する各等級別の発注の基準となる金額は、別表第1のとおりとする。ただし、当該競争入札が、岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程（昭和52年市水道局管理規程第15号）第3条に規定する対象工事である場合においては、当該工事の許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものをいう。）に各構成員の出資

比率を乗じて得られた金額に該当する別表第1の発注の基準となる金額をもつて、各構成員の等級を判断するものとする。

2 指名競争入札における建設業者の選定は、格付けされた建設業者の中から別表第1の等級区分に従い行うものとする。

3 次に掲げる工事については、前2項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) その他管理者が特殊な事情があると認める工事

4 指名業者数の基準は、別表第2のとおりとする。ただし、特殊建設工事又は特別の事由のある場合の業者数は、この限りでない。

(指名業者の選定における留意事項)

第8条 建設業者の指名選定に当たつては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 経営能力及び不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 技術者の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事の施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働管理の状況
- (9) 地場産業の振興

2 建設業者以外の業者の指名選定に当たつては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注状況、経営状態等による債務履行能力の現状把握
- (2) 当該債務の履行場所その他の地理的条件
- (3) 不誠実な行為の有無

(協同組合等が入札に参加する場合の制限)

第9条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に定

める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）について
は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は、同一の競争入札に
参加することができないものとする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、入札参加資格、審査手続等については、管理者
が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（廃止）

2 岡山市水道事業等の指名競争入札参加者の資格に関する規程（昭和52年市水道局管
理規程第2号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第4条に規定する隔年の取扱いの初年は、昭和62年とする。

4 建部町及び瀬戸町の編入の日の前日において編入前の建部町建設工事等競争入札参加
資格審査規程（平成17年建部町訓令第4号）、編入前の建部町物品の売買、修理等の
契約に係る指名競争入札参加資格に関する規程（平成18年建部町訓令第4号）及び編
入前の瀬戸町指名競争入札参加資格審査規定（平成12年瀬戸町訓令第12号）の規定
に基づき競争入札に参加する資格を有するものは、平成19年6月30日までの間、こ
の規程の規定に基づき競争入札に参加する資格を有する者とみなす。

附 則（昭和63年市水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年市水道局管理規程第14号）

この規程は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成4年市水道局管理規程第13号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年市水道局管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年市水道局管理規程第8号）

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年市水道局管理規程第2号）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度において、改正後の第4条第1項ただし書の規定によりされる申請については、同項の規定にかかわらず、入札参加資格申請書配布等収入領収済証の添付を要しない。

附 則（平成12年市水道局管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年市水道局管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年市水道局管理規程第20号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年市水道局管理規程第13号）

この規程は、平成14年7月1日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定については、同日以降に発注する建設工事に適用するものとする。

附 則（平成15年市水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定については、同日以降に発注する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成15年市水道局管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年市水道局管理規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年市水道局管理規程第25号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市水道局管理規程第22号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年市水道局管理規程第26号）

この規程は、公布の日から施行し、同日以降に入札する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成19年市水道局管理規程第6号）

この規程は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成19年市水道局管理規程第25号）

この規程は、平成19年7月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に発注する建設工事について適用する。

附 則（平成20年市水道局管理規程第22号）

この規程は、平成20年7月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に発注する建設工事について適用する。

附 則（平成20年市水道局管理規程第32号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年市水道局管理規程第12号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市水道局管理規程第31号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年市水道局管理規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に発注する建設工事について適用する。

附 則（平成22年市水道局管理規程第21号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年市水道局管理規程第6号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市水道局管理規程第17号）

この規程は、平成24年1月1日から施行し、改正後の岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成25年市水道局管理規程第9号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市水道局管理規程第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成29年市水道局管理規程第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年市水道局管理規程第2号）

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年市水道局管理規程第6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第2条第3項の規定は、同日以後に入札参加の資格審査の申請をするものから適用する。

附 則（令和3年市水道局管理規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年市水道局管理規程第14号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年市水道局管理規程第16号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第2の1及び別表第2の2の規定は、施行日以後の公告又は通知に係る契約について適用し、施行日前の公告又は通知に係る契約については、なお従前の例による。

別表第1(第7条関係)

(単位：千円)

等級	土木工事		とび・土工・コンクリート工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特 A 上	1060点以上	100,000以上	1060点以上	80,000以上

特 A 下	1060点未満	300,000未満	1060点未満	400,000未満※
	920点以上	50,000以上	920点以上	300,000以上
				300,000未満 40,000以上
A	920点未満	100,000未満	920点未満	200,000未満※
	770点以上	25,000以上	770点以上	100,000以上
				100,000未満 15,000以上
B	770点未満	50,000未満	770点未満	80,000未満
	670点以上	3,000以上	670点以上	4,000以上
C	670点未満	25,000未満	670点未満	40,000未満

(単位 : 千円)

等級	建築工事		解体工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特 A 上	1120点以上	100,000以上	1060点以上	80,000以上
特 A 下	1120点未満	400,000未満※	1060点未満	400,000未満※
	900点以上	300,000以上	920点以上	300,000以上
		300,000未満 50,000以上		300,000未満 40,000以上
A	900点未満	300,000未満※	920点未満	200,000未満※
	750点以上	200,000以上	770点以上	100,000以上
		200,000未満 15,000以上		100,000未満 15,000以上
B	750点未満	100,000未満	770点未満	80,000未満
	650点以上	4,000以上	670点以上	

C	650点未満	50,000未満	670点未満	40,000未満
---	--------	----------	--------	----------

注：※印の金額帯のとび・土工・コンクリート工事、建築工事、大工工事及び解体工事については、ISO9000シリーズ認証取得者に限る。

(単位：千円)

等級	電気工事		管工事		水道施設工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特A	920点以上	20,000以上	910点以上	20,000以上	910点以上	4,000以上
A	920点未満 810点以上	200,000未満 10,000以上	910点未満 770点以上	200,000未満 10,000以上	910点未満 770点以上	200,000未満
B	810点未満 710点以上	60,000未満 680点以上	770点未満 680点以上	60,000未満	770点未満 680点以上	40,000未満
C	710点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満

(単位：千円)

等級	舗装工事		造園工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特A	1080点以上	20,000以上	860点以上	20,000以上
A	1080点未満 790点以上	6,000以上	860点未満 760点以上	200,000未満 10,000以上
B	790点未満 690点以上	20,000未満 4,000以上	760点未満 700点以上	60,000未満
C	690点未満	10,000未満	700点未満	20,000未満

(単位：千円)

等級	機械器具設置工事	その他工事
	塗装工事	

		防水工事		
		電気通信工事		
		鋼構造物工事		
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特 A	860点以上	4,000以上	860点以上	0以上
A	860点未満 740点以上	200,000未満	860点未満 740点以上	200,000未満
B	740点未満 680点以上	60,000未満	740点未満 680点以上	60,000未満
C	680点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満

別表第2（第7条関係）

1 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、その他の工事（舗装工事を除く。）

許容価格	指名業者数
共同企業体で指名する場合	15企業体以上
500,000千円以上	20社以上
250,000千円以上500,000千円未満	15社以上
150,000千円以上250,000千円未満	14社以上
80,000千円以上150,000千円未満	12社以上
40,000千円以上80,000千円未満	10社以上
40,000千円未満	7社以上

2 舗装工事

許容価格	指名業者数
6,000千円以上	7社以上
6,000千円未満	6社以上

注：許容価格とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

